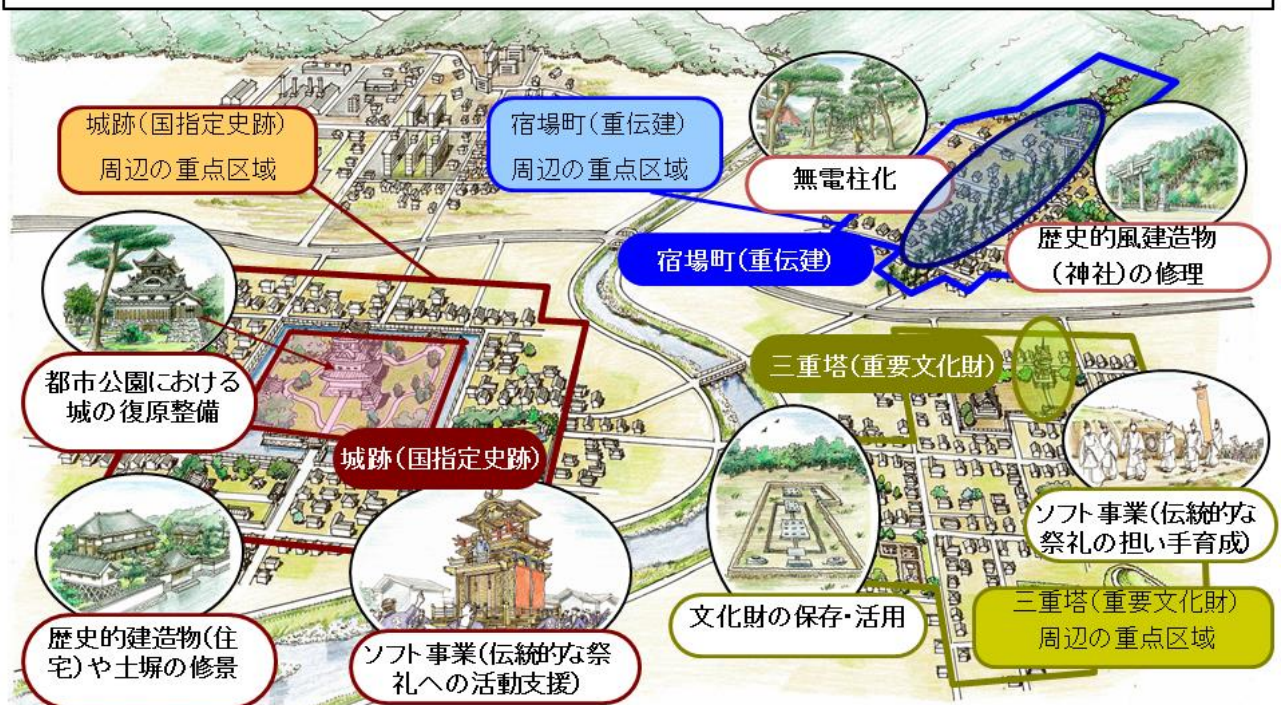


■歴史まちづくり法（※）の概要■

- ・我が国のまちには、城や神社、仏閣などの歴史上価値の高い建造物が、またその周辺には町家や武家屋敷などの歴史的な建造物が残されており、そこで工芸品の製造・販売や祭礼行事など、歴史と伝統を反映した人々の生活が営まれることにより、それぞれ地域固有の風情、情緒、たたずまいを醸し出しています。「歴史まちづくり法」は、このような良好な環を維持・向上させ後世に継承するために制定されました。
- ・その他、歴史まちづくり法の詳細等は[こちら（国土交通本省 HP へ）](#)

歴史まちづくり計画のイメージ

- 歴史・文化を活かしたまちづくりを進めるため、核となる国指定文化財とそれと一体となって歴史的風致を形成する周辺市街地を重点区域に設定。
- 景観施策とも連携しながら、計画期間(概ね5～10年)中のハード・ソフト両面の取組を位置付け。



1

※…正式名称：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律